

請求の方法について

○証明の種類と主な内容の説明

種 類	説 明
住民票謄本	同一世帯の人全員を記載した住民票です。
住民票抄本	同一世帯のうち、一人（または一部の人）を記載した住民票です。
住民票除票	以前住所が広陵町にあったが、転出や死亡などの理由により、除かれた住民票です。除かれてから5年間保管されています。
住民票記載事項証明	提出先指定の様式に記載された内容が、正しいことを証明するもの。通常、証明すべき用紙を同封していただくことになります。
所得証明	申告のあった年の所得額を証明します。所得のあった年の翌年の1月1日に居住していた市町村で発行されます。 (例)平成28年中(平成29年度)の所得証明は平成29年1月1日に居住していた市町村で発行する。
課税証明	上記所得証明の内容に加え、住民税の課税額及び控除内容が記載されています。
非課税証明	本人に申告がなく、どなたかの被扶養者であるという証明です。
納税証明・軽自動車納税証明	その年度の税の種類別課税額と実際に納めていただいた納税額の証明です。必要な税目を選択してください。 軽自動車納税証明(車検用)の交付手数料は無料です。
評価証明・公課証明	物件の町名・地番・地積・地目または家屋種類・家屋番号・床面積、および評価額が証明されます。公課証明にはそれに加え課税標準額、税相当額が証明されます。
住宅用家屋証明	登録免許税が軽減されるための要件を満たす家屋であることが証明されます。
その他	記載された住所・氏名の人が存在しないことの証明など。

○郵便請求に必要なもの

必要なもの	説 明
郵便請求申請書	内容を詳しく記載してください。
返信用封筒	切手貼付。一度にたくさん申請される場合は、余分に切手を同封してください。 また、速達で返信を希望される場合は、速達料金分を同封してください。 ※返信先は、必ず自宅住所(住民登録をしている住所)を記入してください。勤務先などのように住民登録していない宛先には送付できません。
郵便小為替	交付手数料分の郵便小為替を同封してください。郵便小為替は郵便局で取り扱っています。
本人確認の書類	戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴い本人確認が必要です。本人確認書類のコピーを同封してください。なお保険証・年金手帳などの顔写真のないものは二点必要です。
委任状及び誓約書 *委任状や誓約書の署名は自署してください。	① 住民票や税務証明は、 <u>証明する本人、又はその同一世帯の人以外からの申請には委任状が必要</u> です。 ② 評価証明は、所有者・納税管理人・相続人(相続を確認できる書類必要)以外の人からの申請には <u>委任状が必要</u> です。 ③ 住民票関係で証明する本人、又はその同一世帯の人以外からの申請には、誓約書に署名が必要です。

○郵便請求の送付先・お問い合わせ先

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町役場 住民課

TEL: 0745(55)1001